

3 長期・中期・短期の目標の設定—時間的視点の必要性

ここでは、条約の究極目的を達成するための具体的なアプローチとして、長期・中期・短期の目標の設定を取り上げて、その役割等についてとりまとめた。

気候変動枠組条約の究極目的を達成していく上で、現在から 2020 年くらいまでを射程とする短期的目標設定のほかに、長期的な目標(2100 年～)や中期的な目標(2030～2050 年)を設定することが地球規模のリスク管理を行っていく観点から有効である。

(長期目標・中期目標の意義)

- 気候変動枠組条約の究極目的達成を達成していく上で、現在から 2020 年くらいまでを射程とする短期的目標設定のほかに、長期的な目標(2100 年～)や中期的な目標(2030～2050 年)を設定することが地球規模のリスク管理を行っていく観点から有効である。
- 現在、長期及び中期の目標について国際的に合意されたものはないが、長期及び中期の目標には、その設定プロセスを通じ、気候変動という市民、社会、あるいは市場に対するリスクに対し、何ができて何をしなければならないかを多様な主体が考えるきっかけを作ると同時に、各主体間の合意形成を促進する作用が期待できる。
- 長期及び中期の目標については、その設定についての国際社会での合意形成の意義とは別に、日本が何らかの目標を提案していくこと自体にも意義がある。日本が目標を提案していけば、他国との連携などの幅も広がり、ひいては国際合意の進展にも貢献できる可能性がある。

(長期目標・中期目標・短期目標)

- 長期目標は、すなわち気候変動枠組条約の究極目的の具体化であり、温室効果ガス濃度安定化レベルなどで表されることになる。それは、気候変動によるある程度の影響が不可避であることを国際社会が認識し、温室効果ガスの削減策や影響に対する適応策の道筋を示す役割を有する。例えば、どのタイミングで何をすべきか、という人類の行動や意思決定に関するガイドラインの役割、気候変動による将来リスクの把握、

緩和策による対応と適応策による対応の具体化などをその内容とする。

- 中期目標は、長期的な目標の達成に向けたマイルストーンと位置付けられ、具体的には、2050 年までに CO₂ 排出量を 60%削減するなどの目標がこれに対応する。中期目標の効果として、炭素制約の具体化、対策の達成度の把握と必要に応じた取組の強化、必要な対策の具体化（技術の研究開発・普及や経済社会構造の変革に要する時間を考慮して、いま何をすべきか）、温暖化対策技術・設備に対する投資の促進、物的・制度的インフラの誘導などが考えられる。
- 長期及び中期の目標は、以下の 5 つのステージのいずれにも設定可能である。
 - ステージ 1：人間活動（エネルギー生産と消費等）
 - ステージ 2：温室効果ガスの排出
 - ステージ 3：温室効果ガスの大気中濃度
 - ステージ 4：平均気温の上昇
 - ステージ 5：気候変動による影響各ステージ間には時間的なラグがあり、また不確実性についても差がある。
- 短期目標は、具体的なコミットメントを行うもので、現在から概ね 2020 年くらいまでを射程とする。現在、短期的な目標に相当するものとして京都議定書の削減約束があるが、2013 年以降については規定されていない。
- 京都議定書は、2008 年から 2012 年までの間に先進国で 1990 年比約 5%の温室効果ガスの削減を達成しようとするものであり、それは、人類が初めて温室効果ガス削減に具体的に取り組もうとするものとして重要である。しかし同時に、それは、温室効果ガス濃度の安定化という条約の究極目的の達成をめざす第一歩であって、地球的規模での更なる削減が不可避であるとの課題を国際社会が共有しなければならない。

（長期及び中期目標の柔軟性）

- 長期目標については、重大な悪影響を受けないように政策を講じていくということを言葉で表現して、その上で具体的に今わかっている範囲で目標を示す方法が考えられる。また、今後、状況が変わりさらに科学的知見が充実してきた場合には、変更も可能としておく。中期的な目標はもう少し具体的に定めることもありうる。
- 不確実性を伴うリスクの管理との関連で、中長期目標の設定について、

- ・ 一定期間後に目標を見直すようにする、
 - ・ 安全側に立った目標を設定する、
 - ・ 現在の科学的知見に基づいて、不確実性の程度を明らかにしながら目標を設定する
- といった手法が考えられる。

(欧州諸国における長期目標・中期目標の設定の例)

- 長期及び中期目標について、主な欧州諸国では、既に設定している例が見られる（表－3.1 参照）。これによれば、長期目標は、大気中の温室効果ガス濃度に関するものが多く、CO₂濃度で 450ppm 又は 550ppm 以下で安定化、京都議定書で規定されたすべての温室効果ガス濃度を 550ppm（CO₂濃度 550ppm 以下）で安定化などとしている。中期目標は、2050 年を目標年としているが、排出量に関するものが多く、それぞれの国の排出量を 60%削減するとしたものや、世界全体での温室効果ガスの排出を年間 30 億炭素トンまで削減するなどとしている。
- また、EU は、地表表面温度上昇を産業革命前と比較して 2.0 度以内に抑制することにも合意しており、2004 年 10 月 14 日にルクセンブルグで開催された EU 環境大臣理事会においてもこのことを再確認している。

表－3.1 欧州諸国における長期目標・中期目標の設定例

国名／時期	機関名	長期目標	中期目標
ド イ ツ (2003. 10)	ドイツ連邦政府気候変動諮問委員会 (WBGU)	・ 産業革命前と比較して地表温度の上昇を最大 2℃、10 年で 0. 2℃以下に抑える。 ・ CO₂濃度を 450ppm 以下に抑制	2050 年までにエネルギー起源 CO ₂ を 45-60%削減(1990 年比)
イ ギ リ ス (2003. 2)	エネルギー白書	大気中の CO ₂ 濃度を 550ppm 以下に抑制	2050 年までに CO ₂ 排出量を 60%削減
フ ラ ン ス (2004. 3)	気候変動問題省庁間専門委員会	CO ₂ 濃度を 450ppm 以下で安定	・ 一人当たり CO₂排出量を 0. 5tC までに制限(2050 年) ・ 世界全体で年間 30 億 tC の排出量までの削減(2050 年)
スウェーデン (2002. 11)	スウェーデン環境保護庁	京都議定書で規定されたすべての温室効果ガスの大気中濃度を 550ppm で安定化 (CO ₂ 濃度を 500ppm 以下)	2050 年までに、世界の工業先進国での CO ₂ 及び他の温室効果ガスの一人当たり排出量を 4. 5tC とし、その後随時減少させていく (現在 8. 3tC)

(出典) ドイツ連邦政府気候変動諮問委員会(2003)、英国エネルギー白書(2003)、フランス気候変動問題省庁間専門委員会(2004)、スウェーデン環境保護庁(2002)